

平成二十五年内閣府令第六十八号

（令第一項第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

る特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

第二条 令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

二 地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(令第十一條第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害)

第三条 令第十一一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。

(法第二十一条第二項の内閣府令で定める。)は、
する弁済の要請

十条第二項の規定による弁済の要請は、内閣総理大臣に対して、弁済を要請する事由、請求都道府県等の名称その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(法第二十一条第三項及び第二十二条第一項の内閣府令で定める弁済の要請を行つた被請求都道府県等に対する通知)

五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	四 神經系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの	六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの
七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を残すもの	七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を残すもの
八 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	八 一足をリストラン関節以上で失つたもの
九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
十 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	十 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
十一 両足の足指の全部の用を残したもの	十一 両足の足指の全部の用を残したもの
十二 外貌に著しい醜状を残すもの	十二 外貌に著しい醜状を残すもの
十三 両側の睾丸を失つたもの	十三 両側の睾丸を失つたもの
一 一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの
二 脊柱に運動障害を残すもの	二 脊柱に運動障害を残すもの
三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの	三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失つたもの
四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を残したもの	四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を残したもの
五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの	五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの
六 一上肢の三大関節中の二関節の用を残したもの	六 一上肢の三大関節中の二関節の用を残したもの
七 一下肢の三大関節中の二関節の用を残したもの	七 一下肢の三大関節中の二関節の用を残したもの
八 一上肢に偽関節を残すもの	八 一上肢に偽関節を残すもの
九 一下肢に偽関節を残すもの	九 一下肢に偽関節を残すもの
一足の足指の全部を失つたもの	一足の足指の全部を失つたもの
二 一眼の視力が○・○六以下になつたもの	二 一眼の視力が○・○六以下になつたもの
三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
四 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	四 鼻を欠損し、その機能に著しい欠損を残すもの
五 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	五 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
六 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話音を解することができない程度になったもの	六 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話音を解することができない程度になったもの
八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力	八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力

級一十第一	級十第一	級二第一	級四十第一
が一メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になつたもの 九 一耳の聽力を全く失つたもの 十 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服する事ができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する事ができる労務が相当な程度に制限されるもの 十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 十三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 十五 一足の足指の全部の用を廃したもの 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 生殖器に著しい障害を残すもの 一 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼(くしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 四 齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 五 両耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたものの聽力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になつたもの 六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したるもの 八 一眼の視力が○・六以下になつたもの 九 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一〇 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一一 両耳の聴力が一メートル以上の距離では解する事ができない程度になつたもの	が一メートル以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になつたもの 九 一耳の聽力を全く失つたもの 十 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服する事ができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する事ができる労務が相当な程度に制限されるもの 十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 十三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 十五 一足の足指の全部の用を廃したもの 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 生殖器に著しい障害を残すもの 一 一眼の視力が○・一以下になつたもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼(くしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 四 齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 五 両耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたものの聽力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になつたもの 六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 九 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一〇 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一一 両耳の聴力が一メートル以上の距離では解する事ができない程度になつたもの	六 一耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になつたもの 九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるものの示指、中指又は環指を失つたもの 一一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一二 三齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 一三 一耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解する事ができない程度になつたもの 一四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 一五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 一六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 一七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 一八 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又は脊柱に変形を残すもの 一九 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 二〇 三齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 二一 一耳の聽力が一メートル以上の距離では脊柱に変形を残すもの 二二 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又は脊柱に変形を残すもの 二三 三齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 二四 一耳の聽力が一メートル以上の距離では脊柱に変形を残すもの 二五 一足の第三の足指以下の又は二の足指の用を廃したもの 二六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 二七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸する事ができなくなつたもの 二八 一足の第三の足指以下の又は二の足指の用を廃したもの 二九 局部に神經症状を残すもの	又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又は脊柱に変形を残すもの 二 三齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 三 一耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解する事ができない程度になつたもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸する事ができなくなつたもの 八 一足の第三の足指以下の又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神經症状を残すもの
級三第一	級二十第一	級二十第一	級四十第一
一 一眼の視力が○・六以下になつたもの 二 正面視以外で複視を残すもの 三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 一眼の視力が○・六以下になつたもの 五 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 七 一足の第三の足指以下の又は二の足指の用を廃したもの 八 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 九 両耳の聴力が一メートル以上の距離では解する事ができない程度になつたもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 一下肢を三センチメートル以上短縮したるもの 一三 局部に頑固な神經症状を残すもの 一四 外貌に醜状を残すもの	一 一眼の視力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になつたもの 二 三齒以上に対し歯科補綴(しらかほてつ)を加えたもの 三 一耳の聽力が一メートル以上の距離では小声を解する事ができない程度になつたもの 四 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力について測定する。 二 手の指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。 三 手指の用を失したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。 四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	五 足指の用を失したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。 六 各障害等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各障害等級の身体障害に相当するものは、当該障害等級の身体障害とする。	